

男女共同参画に関する計画の体系

国	県(計画案)	久喜市(現行)
<p style="text-align: center;">第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の時代へ～ 令和2年12月25日閣議決定</p> <p>○根拠法:男女共同参画社会基本法</p> <p>○第1部:基本的な方針 目指すべき社会として以下の4点を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図る。</p> <p>①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</p> <p>②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</p> <p>③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</p> <p>④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会</p> <p>○第2部:政策編</p> <p>I あらゆる分野における女性の参画拡大 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 第3分野 地域における男女共同参画の推進 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p> <p>II 安全・安心な暮らしの実現 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第7分野 生涯を通じた健康支援 第8分野 防災・復興・環境問題における男女共同参画の推進</p> <p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>IV 推進体制の整備・強化</p>	<p style="text-align: center;">1 埼玉県男女共同参画基本計画(案) (令和3年度策定予定 計画期間:令和4年度～令和8年度)</p> <p>○根拠法:男女共同参画社会基本法 女性活躍推進法</p> <p>○目標:男女共同参画社会の実現 ～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～</p> <p>目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画 基本目標Ⅰ-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 基本目標Ⅰ-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大</p> <p>目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大 基本目標Ⅱ-1 働く場における女性活躍の推進 基本目標Ⅱ-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり</p> <p>目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会 基本目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 基本目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援 基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進</p> <p>目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う 基本目標Ⅳ-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消 基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実</p> <p style="text-align: center;">2 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(案) (令和3年度策定予定 計画期間:令和4年度～令和8年度)</p> <p>○根拠法:DV防止法</p> <p>○目標:配偶者等からの暴力を許さない社会の実現</p> <p>基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進 基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実 基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進</p>	<p style="text-align: center;">第2次久喜市男女共同参画行動計画 (計画期間:平成30年度～令和4年度)</p> <p>○根拠法:男女共同参画社会基本法 DV防止法 女性活躍推進法</p> <p>○目指す将来像:男女がいきいきと活躍できる社会の実現</p> <p>基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重したまちづくり 施策の柱1 人権擁護の推進 施策の柱2 生涯を通じた健康支援 施策の柱3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利への配慮</p> <p>基本目標Ⅱ 男女共同参画の意識づくり 施策の柱1 男女共同参画を推進するための啓発活動の充実 施策の柱2 男女平等教育の推進 施策の柱3 国際理解の推進</p> <p>基本目標Ⅲ あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり 施策の柱1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 施策の柱2 仕事と家庭の両立支援の推進 施策の柱3 地域・社会活動における男女共同参画の推進</p> <p>基本目標Ⅳ 性別による暴力のないまちづくり 施策の柱1 性別による暴力の根絶に向けた啓発 施策の柱2 被害者のための相談体制と支援体制の充実</p>